

新興感染症対応力強化事業について(案)

補助基準額や補助率等今後変更になる可能性があります

補助額 = [“総事業費(補助対象に限る)”と“補助基準額”を比較して低い方の額] × 補助率 ※協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養者等医療に係る施設・設備に限る

	補助対象	補助内容	補助基準額	補助率
施設整備事業	① 病床確保を内容とする協定締結医療機関	・感染症の対応に適した個室病床の整備	1 室当たり 14,546,000円	国・県 8/30 (事業者 22/30)
		・多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置 ・ゾーニングのための病棟出入口の扉の設置 ・個人防護具保管庫の整備に対する補助	1 m ² 当たり 239,300円	国・県 4/10 (事業者 6/10)
	② 発熱外来又は自宅療養者等医療を内容とする協定締結医療機関 (訪問看護事業所、薬局を含む)	個人防護具保管庫の整備に対する補助		
設備整備事業	③ 病床確保又は発熱外来を内容とする協定締結医療機関	[病床確保]		
		・簡易陰圧装置	1 床当たり 4,320,000円	国・県 4/10 (事業者 6/10)
		・検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)	1 台当たり 9,350,000円	
		・簡易ベッド	1 台当たり 51,400円	
		[発熱外来]		
		・検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)	1 台当たり 9,350,000円	
		・簡易ベッド	1 台当たり 51,400円	
・HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)	1 か所当たり 905,000円			

【希望調査における留意事項】

- ◆ 当該事業の実施については未定です。本事業による補助を希望される場合は、必ず期日までに必要書類をご提出ください。期日までに提出がない場合は、補助金を受けることができません。
- ◆ 令和8年1月31日までに整備の完了及び実績報告を行えるものが対象となります。事業着手は県からの指示後となります。県の指示を待たずに事業に着手した場合、原則、交付の対象となりません。
- ◆ 補助額については、国や県の予算の範囲内となるため、希望多数の場合は、補助率等の変更により医療機関様の負担が増える可能性があります。
- ◆ 選定にあたっては、事業計画の必要性について厳正なる審査を行います。審査の結果、補助を受けることができない場合もありますので、ご理解をお願いいたします。